

# 議 事 録

委員長	委 員	委 員	事務局
会 議 名 称	令和6年度 第1回 固定資産評価審査委員会		
日時及び場所	令和6年8月23日(金) 13:55 ~ 14:35		
出 席 者	委員会：木村委員長 山崎委員 杉本委員 事務局：総務課 出井課長 上田課長補佐 岩美町：税務課 日下部課長 田村課長補佐、菅原主任		
内 容	定例会（前期）		
<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>(1)委員長の選任について</p> <p>【事務局】</p> <p>委員長の任期は1年間とされています。昨年の第1回定例会で委員長を選任しておりますので、改めて、委員長を選任していただきたい。</p> <p>(委員全員で協議)</p> <p>【事務局】</p> <p>協議の結果、引き続き木村さんに委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>(2)令和6年度固定資産評価状況について</p> <p>【税務課】・土地について説明</p> <p>令和6年度概要調書数値の田、畑で筆数が減っているのは、耕作放棄により山林、原野、雑種地になっていたり、造成により宅地となったためです。</p> <p>宅地の筆数は減っているが地積が増えているのは、宅地造成により面積が増えていることと、地籍調査によって合筆されたことなどによるものです。評価額が下がっているのは、評価替えにより評価額が下がっているものです。</p> <p>鉱泉地は現状はわかりませんが、評価額は近隣の宅地価格の下落幅に合わせることでなっているためです。</p> <p>山林、原野は農地から地目変更になったもので、筆数、地積ともに増えています。</p> <p>雑種地は、いろいろな形状のものがありますが、評価額が高い宅地に似た形状の駐車場や資材置き場などは、宅地に応じて変更するため、平均価格が下がっています。</p> <p>令和5年度に網代の登記完了により、網代の宅地を歩いて見て回り評価を見直しています。</p> <p>【税務課】・家屋について説明</p> <p>本年度評価替えがあったため、減価分があがってきております。</p> <p>木造家屋については、昨年度と比べて大きな変更はありません。</p> <p>新築分、増築分について平米単価が大きく上がっているのは、昨今の物価高、建築資材の高騰により家の評価、価値が上がっています。</p> <p>非木造家屋についても大きな変化は見られませんし、新築、増築分の平米単価が増加しているのも、先ほどの木造家屋と同じです。</p> <p>【税務課】・償却資産について説明</p> <p>例年と比べて大きな動きは見られませんでした。</p>			

### (3) 令和6年度固定資産税の申し出等による修正状況について

【税務課】 令和6年度第1期・2期における税額更正について説明。

2期の税額修正4件の内訳は、家屋が滅失していたものが3件、償却資産の申告が1件あり追徴しています。うち1件については、過年度遡及し更正を行いました。

縦覧・閲覧の件数は、本年度は4月1日から5月31日までで、80件ありました。前回の評価替えのときに82件ですので、前回並みとなっています。

(4) その他 特になし

4. その他 特になし

### 5. 質疑

【委員長】

登記が義務付けられて資産の一覧を求める人が増えたとのことだが、町から送付される課税の一覧表とは違うのか。

【税務課】

5月に町が送付する納税通知書に課税明細書と一緒に送られてくるが、これは課税されている物件の評価額、課税標準額が載っているが、保安林や公衆用道路などの税金のかかっていないものは載っていません。非課税のものは載ってないので、念のため役場で名寄帳をとって確認してくださいと記載したチラシを同封しています。

【委員長】

そういう内容であれば、法務局にたずねてはどうか。

【税務課】

法務局は筆ごとに管理しているので、個人名ではできません。

【委員】

課税修正内訳の家屋滅失の462,000円は、課税標準額ですか。

【税務課】

課税標準額です。家屋の場合はイコール評価額になります。課税標準額に1.4%を掛けたものが、税額になります。

【委員】

家屋価額対比表の滅失、新築の棟数はどのように把握されているのか。

【税務課】

滅失ですと申し出や、法務局から滅失登記の通知が来ます。新築は、基本的には家屋調査をしますのでそれで把握しています。

【委員長】

岩美町には代執行をして、取り壊すような物件はないか。

【総務課】

相続人がまったくいない特定空き家について、略式命令で令和5年度中に行いました。

【委員長】

そのほかにも、危険な空き家はあるか。

【総務課】

あります。

相続人調査を行って相続人が確定したものは、町から指導、助言を行っています。中には、解体に向かってくれる方もあって、それに対しては補助制度も用意しています。

6. 閉会